

平成23年7月5日

ファンド名 ザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インク  
(The Ibero-America Fund, Inc.)  
コード番号 (8678)  
本店所在地 アメリカ合衆国10105 ニューヨーク州ニューヨーク  
アベニュー・オブ・ジ・アメリカス1345  
(1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105 U.S.A.)  
外国投資証券  
問合先 東京都千代田区永田町二丁目13番10号プルデンシャルタワー  
東京青山・青木・狛法律事務所  
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同  
事業)  
弁護士小野雄作  
電話(03)5157-2700

特別投資主総会に係る暫定版招集通知についてのお知らせ

ザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インク(「当ファンド」)は、2011年8月31日に招集予定の特別投資主総会につき、暫定版招集通知を作成し、アメリカ証券取引委員会に提出致しましたので、以下にその抜粋版を開示いたします。

なお、その内容は暫定的なものであり、完結したものではありません。

## ザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インク

### 特別投資主総会のお知らせ

2011年8月31日

#### ザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インクの投資主の皆様

メリーランド州の法人であるザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インク(以下「当ファンド」という。)の特別投資主総会(以下「本件総会」という。)が、2011年8月31日(水曜日)東部時間午後3時30分にニューヨーク州、10105、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカス1345、41階、当ファンドの事務所において開かれます。目的は以下の通りです(詳細は2011年7月12日付の議決権行使勧誘書類に記載されます。)

当ファンドの清算および解散の提案をご承認いただくこと

(当ファンド取締役により決議された清算・解散の計画は以下に記載の通りです。)

2011年7月7日の営業時間終了時に当ファンドの登録された投資主の皆様が、本件総会またはその総会延期または延会の通知を受け、投票を行う権利を有します。(総会の詳細は、次頁以降および上記投資主の皆様にお送りする議決権行使勧誘書類を御覧下さい。)

取締役会

ニューヨーク州、ニューヨーク

2011年7月12日

## はじめに

当ファンドは、1940年投資会社法(「1940年法」)に基づき登録されたクローズド・エンド型投資会社である。当ファンドの2011年5月31日現在の純資産は約71百万ドルであった。相対的に小さな規模であるため、当ファンドは他の多くのファンドより運営費用がより高いものとなっており、当ファンドのリターンに悪影響を及ぼしている。過去3年間、当ファンドは純資産価格を、2011年4月29日は11.80%、2011年6月7日(当ファンドの清算提案の発表前日)には6.96%下回る価格で売買されてきた。下記の理由により、取締役は、当ファンドの清算および解散(「本清算」)を、望ましいと宣言し、承認し、投資主が承認することを推奨している。当ファンドの投資主が清算を承認しない場合、当ファンドはその運営を継続し、取締役会は他の措置が当ファンドおよびその投資主の最善の利益に適うか否か検討する。

## 提案の理由および背景

2011年6月8日の取締役会(以下「6月の取締役会」という)で、当ファンド顧問は、取締役が清算および解散のための6月8日現在の計画(以下「本件計画」という)を承認し、当ファンドの投資主に本件計画の承認を推奨するよう提言した。

2008年に、当ファンド顧問は次の観点から、当ファンドの清算を推奨した。すなわち(i)当ファンド顧問は地理的に狭く絞込んだファンドよりも広く分散したファンドの方が大半の投資家に対してより適切なリスクおよびリターンの特徴を提供できると認識していること(当ファンドはその当時、スペインの株式投資に集中していた)、(ii)スペイン経済全般の低迷が最近のパフォーマンスを悪化させる結果となっており、このような経済の低迷およびマイナスのパフォーマンスが継続すると当ファンド顧問が予測していること、(iii)当ファンドの投資口が長年高値で取引された後、大幅な安値で取引されていること、ならびに(iv)(当ファンドの)資産が減少した結果、費用比率が上昇していること。取締役は当時、当ファンド顧問からのこのような提案を考慮した後、清算が当ファンドの最善の利益となるとの結論にはならなかったため、それを承認しなかった。その後当ファンド顧問は取締役の求めにより、2009年7月に関連する投資方針の変更と一緒に当ファンドが投資対象地域を拡大するよう提言した。取締役および投資主により、新しい投資対象および投資方針が承認され、2010年初頭に有効となった。それにより投資方針は、当ファンドがその投資対象地域を、スペインを越えて、スペインおよびポルトガルならびに一般にイベロ・アメリカ諸国と称される、歴史的にスペインおよびポルトガル語圏の中南米諸国に所在する企業を含むように拡大することを可能にした。また、ファンド名を「ザ・スペイン・ファンド・インク」から、現在の「ザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インク」に変更した。

その後、取締役は、当ファンドおよびその投資主の利益の観点から、当ファンドの投資方針の変更の効果と一緒に以下に議論する他の要因を検討してきた。慎重な検討の後に、(当ファンド、当ファンド顧

問またはその関係会社の「利害関係者」を含む)取締役は、清算が当ファンドの最善の利益になると決定した。取締役は本件計画および本清算を承認し、当ファンド投資主が本清算に賛成票を投じることを推奨した。

顧問は、提案された本清算に関し取締役が検討を行うために以下の点を提示した。

- 当ファンドは、1988年10月27日にその募集を行い、約128万米ドルを公募で調達した。当ファンドの純資産は、ここ10年間での最高値である2007年10月の約137百万ドルから45%減少して2011年4月30日現在で約75百万ドル。当ファンドの2011年4月30日に終了する日までの期間の会計年度での平均純資産価額は72百万米ドルであった。また当ファンドの1口当り純資産価額は、2007年10月31日現在の15.56ドルから2011年4月30日現在の8.29ドルへと約46%低下した。
- 当ファンド顧問と取締役会は、数年に亘り当ファンドの運営費用を削減すべく様々な措置を講じてきた。保管報酬、監査報酬および顧問報酬の削減にもかかわらず、その規模が比較的小さなものであることを主な理由として、当ファンドは、他の多くのクローズド・エンドのファンドの費用割合に比べ、未だ費用割合が相対的に高くなっている。当ファンドの費用割合は、近年における資産価値の下落と共に上昇した。それは2007年10月の1.20%から2011年4月30日現在では1.84%へと増加し、過年度には時に2.16%にも上った。
- 2001年6月から2008年5月まで、当ファンドの投資口は一般に純資産価額より高い価格で取引されており、時には20%も上回った。2008年5月以降、当ファンドの投資口は時には20%下回る価格で取引された。当ファンドの価格は、2011年4月29日現在、純資産価額を11.80%下回った。当ファンド顧問は、当ファンドの価格低下および当ファンドの純資産価額の下落への逆転が部分的にはスペイン経済の下落ならびに世界の株式市場およびクローズド・エンド・ファンド一般に影響を与える要因を反映したものであると考えている。当ファンドの投資方針の変更は、今日まで、当ファンドの価格低下幅を減らす効果はなかった。クローズド・エンドのファンドが利用できる成長の機会が限定されていることを考慮し、当ファンド顧問は当ファンドの資産が著しく成長するとは予想していない。当ファンド顧問は、当ファンドの清算が投資主に対して当ファンドの純資産価額の現金化を可能にし、かつ、投資主が市場で投資口を売却する場合に現在現金化できる価格の純資産価額からの低下を避けることができる。
- 当ファンドの最近の絶対的運用成績は様々であるが、歴史的に見てその主たるベンチマークであるマドリード証券取引所ジェネラル・インデックスに比して、当ファンドの相対的運用成績は良好であった。また2010年1月1日から2011年4月30日までの期間(当ファンドの新たな投資方針が実行された期間)に、当ファンドのリターンは4.01%、マドリード証券取引所ジェネラル・イン

デックスおよび MSCI 新興市場ラテン・アメリカ・インデックスのリターンはそれぞれ 2.56%および 11.94%であった。

- 当ファンド清算の代替案は、アライアンスバーンスタイン・ファミリーの他のファンドへの合併であったが、当ファンドに適した別のパートナーがあるとは考えられなかった。またこうした他との合併が、非課税再編とみなされる可能性は低い。
- また、当ファンドがアライアンスバーンスタイン・ファミリー以外のクローズド・エンド型ファンドにとって魅力的な合併候補であるとは考えられない。さらに、こうした合併のいずれも非課税再編とみなされる可能性は低い。
- 当ファンドは、2011年5月31日現在約 20.64 百万ドル、即ち1口当たり約 2.32 ドルの未実現キャピタル・ゲインを有しており、繰越キャピタル・ロス約 1.78 百万ドル、1口当たり 0.20 ドルである。当ファンドのいかなる未分配収益も実現キャピタル・ゲインも、投資主に支払われる最終清算分配に先んじて分配されるが、当ファンド顧問は、平均的投資主の保有期間についての情報を有しないので、清算分配金の実現が、大部分の投資主にとって利益か損失かを予想することはできない。
- 当ファンド顧問は、当ファンドがクローズド・エンド投資会社からオープン・エンド投資会社への転換、またはアライアンス・バーンスタインのファミリーのファンド以外でのオープン・エンド投資会社との合併も推奨することができなかった。当ファンド顧問の経験では、オープン・エンドにすると疑いなく大量の買戻しが起きる結果となり、それは当ファンドの費用割合を増加させることになる。また、当ファンド顧問は当ファンドがアライアンス・バーンスタインのファミリーのファンドの外では魅力的な合併候補とは考えていない。
- 公開買付けおよび公開市場における投資口の買戻しなど当ファンドの価格低下に対処する他の手段も議論された。当ファンドの価格低下は、すべてのクローズド・エンド型ファンドにおける現在の傾向と一致しているものであり、公開買付けまたは公開市場における買付けは、ファンドの減価を一時的に減少させる効果を有するかもしれないが、他のクローズド・エンド型ファンドにおける顧問の経験により、これらの努力は持続的な効果をもたらさないことが示されている。更に、ファンドの純資産の減少は、ファンドの費用割合を増加させるに過ぎない。
- 当ファンドには併せて発行済投資口の約 36%を保有する二つの大口機関投資主が存在する。両投資主は、ファンドの清算および解散を支持した。更に、一方の投資主は、近時、取締役によるファンド清算の議案の承認とその投資主への提案を推奨する、当ファンドの次の年次総会で検討すべき議案を提出した。そのような議案が提出されたとすれば、投資主により承認されるで

あろうと考えられる。

- 上記を踏まえ、当ファンド顧問は取締役に対し、本清算を提案する。何故なら本清算がファンドにとっての最善の利益に適うと信ずるからである。
- 6月の取締役会において、取締役は(独立の法律顧問の助言および支援を受けて)上記の要因を検討し、さらに以下の点を重点的に検討した。
  - ・ 本件計画および本清算の諸条件
  - ・ 本清算の費用(その大半は法律、印刷および委任状勧誘の費用)は、約 125,000 米ドルと推定され、当ファンドがこれを負担する予定であること
  - ・ 当ファンドならびに当ファンドの取締役および役員を対象とした、当ファンドの本清算以前の作為または不作為に関するすべての請求に対応する既存保険証書と同等の保険証書を、最低でも6年間維持することの当ファンド顧問による同意

上記に基づき、取締役は本清算が当ファンドの最善の利益になり、投資主による承認を求めて投資主にこれを提言することを決定した。

## 清算および決議についての本件計画の要約

以下の要約は完結したものではない。

### 本件計画の効力発生日および当ファンドの投資会社としての活動停止

本件計画は、総会で当ファンドの議決権付き発行済み投資口の少なくとも過半数をもって本清算が投資主総会で承認された日に、その効力が発生する(以下「効力発生日」という。)。効力発生日後、当ファンドは投資会社としての営業を停止し、当ファンドの営業および業務の整理、資産価値の保全、当ファンドのすべての債務(もしあれば、条件付債務を含む。)に関する履行および合理的な引当、ならびに本件計画に従った残余資産の投資主への分配を目的とする活動を除き、いかなる営業活動にも従事しない予定である。

### 名簿閉鎖、投資口名義書換および投資口売買

当ファンド資産に対する投資主の持分割合は、効力発生日のまたは効力発生日前後のそれぞれの投資口保有割合に基づいて決定される。当ファンドの名簿は効力発生日または取締役会が決定するその後の日に閉鎖される予定である。その後、メリーランド州法のもとで本件計画が実行できず、またはその他の場合に、当ファンドの名簿が再開される場合を除き、当ファンドに対する投資主の各持分は投資口証券の譲渡によっては名義書換することができなくなる。ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という)は、該当する事象および事情が生じた場合でNYSEの判断によりNYSEで更に取引を続けることが勧められない場合、効力発生日より前に当ファンドの投資口を上場リストから削除することがある。当ファンドは、効力発生日までは継続的にNYSEで当ファンドの投資口を取引することができ、効力発生日以降は取引不能になるものと予想している。

### 清算分配金

当ファンド資産の分配金は、当ファンドの本清算の完了後に1回または数回にわたって現金で支払われる。当ファンド資産にかかる最初の分配金(以下「初回分配金」という)は、当ファンド資産の全部または大部分を表す現金で構成される。ただし、(a)初回分配金の支払い日における当ファンドの会計帳簿上の未払い負債および未払い債務、および(b)当ファンドの会計帳簿上、取締役会が当ファンド資産に対して合理的に存在するとみなすことができるその他の負債(条件付債務を含む)を履行するために必要な見積り金額を控除する。その見積り金額には、当ファンドならびにその役員および取締役を当事者とする予測される訴訟関係債務に関するかなりの金額を含む可能性がある。それ以後の分配金

(以下、各分配金を「分配金」、ならびに初回分配金およびこれに続くすべての分配金を総称して「清算分配金」という。)がある場合は、発生した費用控除後の残余財産、本件計画のもとでそれ以前の分配より前に売却されなかった当ファンド資産の売却代金、および当ファンドのその他の収入からの現金で構成される。取締役は、初回分配金およびその後の分配金について、基準日および支払日を設定する。2011年8月31日に投資主が清算を承認した場合、当ファンドは、2011年9月末頃までには清算分配金の支払いを行うものと想定している。